尼議政 第86号-7
8.11.12
収：受
政策調査担当

第７号様式　（規程別表第1 第2項第2号エ関係）

出　張　報　告　書

2026 年 11 月 12 日

尼崎市議会議長　様

会　派　名　無所属
代表者氏名　やはたオカン
出張者氏名　やはたオカン

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1　出　張　期　間　2026 年 11 月 10 日から　2026 年 11 月 10 日まで

2　結果の概要

用務先	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付）
京都	1 予算・決算における基礎知識 2 3 4 5

添付書類	備　考
☑ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	

3　届出事項の変更等　　☑ な　し　　☐ あ　り　（内容は裏面に記載）

旅　費　の　精　算

☑ 精算額は、2026年 10月 6日届け出た額（ 1,920 円）と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。（精算額は裏面に記載）

（裏面）

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支　出　額	
精　算　額	
支出差引額戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前							
発着地							
後							
前							
経　路							
後							
前							
用務先							
後							
前							
宿泊先							
後							

出張報告書

尼崎市議会議員　やはた オカン

日時：令和８年（2026 年）11 月 10 日(火)　10:00～16:00

会場：JA 京都ビル

講師：廣瀬　和彦氏　(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法政参事

予算・決算における基礎知識

【概要】
～予算書を理解する～

１．自治体の財政を見るうえで重要なこと

・地方交付税と地方税の割合
自治体の財政は、地方税だけで成り立っているのではありません。
国から交付される地方交付税や国庫支出金などにも大きく依存しています。
自治体の主な財源は、地方税の割合が一般的に約３割であることから、地方自治体の財政は国への依存度が高いとの説明がありました。

・重要な視点
地方税をどれだけ確保できているか
地方交付税にどの程度依存しているか
人口減少によって将来の税収がどう変化するか
国の制度や政策変更が自治体財政にどう影響するのか

※自治体の財政力を見るには、歳入総額だけでなく、その内訳を確認する必要があります。

２．一般会計・特別会計・普通会計の違い

自治体の会計には複数の区分があります。

なぜ普通会計が必要なのか。
自治体によって特別会計の設け方が異なるため、一般会計・特別会計という区分のままでは全国比較が難しいからです。
そこで、総務省が比較しやすいように会計を整理したものが普通会計です。

3．地方公営企業とは何か

地方公共団体が住民福祉の向上を目的として設置し、経営する企業です。
・水道事業・下水道事業・病院事業・交通事業・ガス事業
一般行政と違い、サービスの対価として料金収入を得て経営することが基本です。
また、公営企業では企業会計が適用され、損益計算書や貸借対照表などを使って経営状況を把握します。
一方、一般会計は現金の収入・支出を中心とする現金主義が基本です。

4．予算編成はどのように進むのか

【自治体の予算編成スケジュール】
7月：事前ヒアリング
各部署から翌年度に必要な事業や経費を聞き取る

8月：予算編成
市長が翌年度の財政運営や施策の方向性を示す

9月：行政評価・決算審査　**※決算と予算を切り離して考えてはならない**
前年度の事業を検証し、次年度予算に反映する

10月～12月：各部署の予算要求
各部署が必要な予算を財政部門に提出する

12月～2月：財政部門による査定
予算要求を審査し、金額や事業内容を調整する

1月：市長査定・予算内示
市長が最終的な判断を行い、各部署に予算を示す

2月：予算案の公表
翌年度の予算案が公表される

2月～3月：議会審議・議決
議会が予算案を審議し、議決する

5．予算書を構成する７つの項目

①　債務負担行為
将来にわたって自治体が支払いを約束するものです。
例えば、公共施設の管理運営を複数年契約で民間事業者に委託する場合などです。

②　繰越明許費
年度内に事業が完了せず、翌年度に予算を繰り越すものです。

③　歳出予算の流用
議会で議決した予算を、一定の条件のもとで別の経費に振り替える仕組みです。
議会の議決を受けた予算が、どのように執行されているのかを確認することが重要です。

6．歳入の見方→一般財源と特定財源

歳入は、大きく一般財源と特定財源に分けられます。
一般財源は自治体が比較的自由に使える財源です。
一方、特定財源は特定の事業や目的に使うことが条件になっています。
地方交付税は一般財源ですが、依存財源でもあります。

7．地方税の種類と特徴

国と地方の税金の違いや、市町村が集める税金について
【市町村の主な税金】
特に固定資産税は、景気変動の影響を比較的受けにくく、市町村にとって重要な税収です。一方、個人市町村民税や法人市町村民税は、所得や企業業績などの影響を受けます。
【普通税と目的税】
例えば、固定資産税や市民税は普通税、都市計画税は目的税です。

8．個人住民税の仕組み

個人住民税は、市町村民税と都道府県民税を合わせたものです。
基本的には、毎年１月１日に住所がある自治体が課税します。

主に次の２つで構成されます。
所得割の標準的な税率は合計 10%です。
市町村民税：6%
都道府県民税：4%
講義では、住民税の計算についても説明されていました。
住民税の所得割の計算の流れ
収入金額
所得金額（必要経費などを差し引く）
課税所得金額（所得控除を差し引く）
税率 10%を掛ける
税額控除を差し引き、所得割額が決まる
※講義では均等割や森林環境税についても説明がありました。なお、税額や非課税基準は年度・制度改正によって変わるため、実際の審査では対象年度の制度を確認する必要があります。

9. ふるさと納税の仕組みと問題点

ふるさと納税は、自治体に寄付をすると、寄付額のうち自己負担 2,000 円を除いた額が、一定の上限の範囲で所得税・住民税から控除される制度です。
（例）
年収 700 万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000 円のふるさと納税をすると、
2,000 円を除く 28,000 円が控除される

問題点は多々あり、税の公平性・原則への懸念など受益と負担の原則にも反している



今回の講義は、地方自治体の財政を、歳入と歳出の両面から理解し、予算や決算をどのようにチェックすればよいかという内容です。
特に重要なのは、単に予算額や決算額を見るのではなく、財源の性質、国からの補助金、地方交付税、借金、そして実際に何にお金を使ったのかまで確認することです。

1. 講義全体のまとめ
地方自治体の財政を読む６つの視点

・地方税収の特徴
固定資産税は比較的安定している一方、市町村民税の法人分は景気の影響を受けやすい。

・地方交付税の仕組み
自治体間の財政格差を調整し、一定の行政サービスを維持するための財源。
国庫支出金・補助金
国からお金が出ても、自治体の負担や将来の維持管理費が発生する。
寄付金・繰入金・繰越金
ふるさと納税や基金、特別会計からの繰入れなど、税金以外の財源も重要。

・地方債(借金)
発行できる目的や条件が定められており、将来の返済負担を考える必要がある。
歳出の見方
目的別だけでなく性質別、さらに節・細節まで確認することで、お金の使い道が分かる。

2. 歳入についての重要ポイント

① 地方税収入の特徴
地方税は、税目によって景気の影響の受け方が違います。
講義では、固定資産税は市町村税収の約 40～42%程度を占め、比較的変動が小さいと説明されました。
一方、コロナ禍では法人市町村民税が減少しました。

② 法人にかかる税金
法人に関係する地方税は大きく２つあります。
法人住民税には、
均等割:赤字でも一定の負担がある
法人税割:法人税額に応じて負担する
という２つの仕組みがあります。

③ 地方特例交付金
国の政策によって地方税が減収になる場合、その一部を補填するために交付される財源です。
例えば、住宅ローン控除などによる住民税の減収補填があります。

ここで重要なのは、国の政策による減税で、自治体の財政が不当に圧迫されない仕組みになっているかという点です。

3. 地方交付税の仕組み
今回の講義で特に重要な部分です。
地方交付税は、自治体間の財政力の格差を調整し、どの自治体でも一定水準の行政サービスを提供できるようにするための財源です。

① 普通交付税の計算方法
普通交付税の基本計算式
基準財政需要額−基準財政収入額
・基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合の差額（財源不足額）が交付されます。

② 留保財源とは？
地方税収入の 25%相当を基準財政収入額に算入せず、自治体の自主財源として残す仕組みです。
※自治体が企業誘致や地域経済の活性化などによって税収を増やした場合、その増収分がすべて交付税の減額につながるわけではありません。
自治体が自らの判断で使える財源を確保する意味があります。

③ 基準財政需要額はどう決まる？
次の 3 つを掛け合わせて算定します。
基準財政需要額
単位費用
標準的な行政サービスに必要な経費の単価×測定単位
人口、面積、児童数など行政需要を測る基準×補正係数
寒冷地、人口密度、地域事情などの違いを調整する係数
講義では、算定方法が複雑で、なぜその金額になるのか分かりにくいという問題も指摘されました。

④ 普通交付税と特別交付税
講義では、交付税総額の 94%が普通交付税、6%が特別交付税という配分が説明されました。

⑤ 臨時財政対策債に注意

臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足に対応するため、自治体が発行してきた特例的な地方債です。
元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に算入される仕組みです。

※地方交付税が増えたように見えても、その中に臨時財政対策債の償還に関する算入額が含まれている場合があることです。
そのため、交付税の総額だけで判断せず、臨時財政対策債を除いた実質的な財源の状況も見る必要があります。

4. 地方財政計画とは？
国が翌年度の地方自治体全体の歳入・歳出の見込みをまとめたものです。
主な役割は 3 つです。
・地方交付税などによる地方財源の保障
・国の財政と地方財政の調整
・地方自治体の予算編成の指針

講義では、令和 8 年度の地方財政計画についても説明がありました。
地方自治体の予算を考える際には、国がどのような地方財政を想定しているかを知ることが重要です。

5. 国庫支出金・都道府県支出金
国や都道府県から自治体に交付されるお金です。
国庫支出金は大きく 3 つに分かれます。
・国庫支出金のメリットとデメリット
ここで講師が強調していたのが、国から補助金が出るからといって、安易に施設を建設してはいけないという点です。
建設費だけでなく、その後の人件費、光熱水費、修繕費、更新費用まで考えなければなりません。

【地方自治体の財政分析と決算審査のポイント 大きく分けると、次の 7 つが重要】

・財政力指数・経常収支比率の見方
・財務 4 表の読み方
・決算と行政評価の連動
・5～10 年間の財政推移を見る

・決算審査で確認すべき６つの視点
・議会によるチェック機能の強化
・決算を次年度予算と市民への説明につなげる

① 財政力指数・経常収支比率
・財政力指数とは？
自治体が標準的な行政サービスを提供するために必要な財源を、自らどの程度確保できるかを示す指標です。
※通常、過去３年間の平均値で判断します。
ただし、財政力指数が高ければ財政運営が健全というわけではありません。
歳出構造や借金、基金残高なども併せて見る必要があります。

・経常収支比率とは？
毎年入ってくる経常的な一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費など、毎年必要になる経費にどれだけ使われているかを示す指標です。
尼崎市の経常収支比率について 96.1% という数字が紹介されていました。
96.1% 経常収支比率（セミナーで示された数値） 講義で使用された年度の数値
経常的な一般財源の大部分が、経常的な支出に充てられている状態。 この数字から考えられるのは、新しい政策や独自事業に使える財源の余裕が少なくなっている可能性です。 ただし、96.1%だから直ちに財政破綻するという意味ではありません。

・経常収支比率が高くなった原因は何か。
人件費、扶助費、公債費のどれが上昇しているのか。 今後、比率を改善する具体的な計画はあるのか。 経常的な支出を減らすために、どの事業を見直すのか。

② 財務４表を読む
自治体の財政を理解するためには、現金の出入りだけでなく、資産・負債・行政サービスのコストを見る必要があります。
そのための資料が「財務４表」です。

【自治体の財務４表 】

・ 貸借対照表（バランスシート）
どれだけ資産を持ち、どれだけ負債があるのか。 学校・道路・公共施設 現金・基金 地方債・退職手当引当金

・行政コスト計算書
行政サービスにどれだけ費用がかかっているか。 人件費 物件費 補助金 使用料・手数料など

・純資産変動計算書
1 年間で純資産がどう変わったか。 税収 国・県からの補助金 純行政コスト ④ 資金収支計算書 お金がどこから入り、何に使われたか。
業務活動収支 投資活動収支 財務活動収支
例えば、尼崎市が学校や公共施設をどれだけ保有しているか、その施設の価値や老朽化、将来の維持管理費はどうなっているのか。
こうした情報は貸借対照表などから確認できます。
また、公共施設を保有し続けることが適切なのか、統廃合や売却も含めて検討できるようになります。
ただし、帳簿上の資産価値と実際の売却価格は同じではありません。

・決算と行政評価を連動させる
講師が伝えていたのは、 決算は、単にお金を使った結果を確認するだけではない。次年度の予算に反映させるためのものでもある ということです。
例えば、次のような流れです。
① 予算を決める 何に、いくら使うのか
② 事業を実施する 実際に事業を行う
③ 決算で検証する 予算どおり使ったか、成果は出たか
④ 行政評価を行う 事業の必要性・効果・費用対効果を検証
⑤ 次年度予算に反映する 継続・改善・縮小・廃止を判断する

講師は、行政評価を決算審査に取り入れている自治体の事例として秩父市などを紹介していました。 また、議員同士の議員間討議も重要だと指摘していました。
議員がそれぞれ意見を述べるだけではなく、論点や問題点を共有して議論することが大切だということです。
決算は最低 5～10 年の推移で見る、単年度だけを見ても、本当の財政状況は分かりません。
特に重要なのは、基金です。
基金を取り崩して黒字を維持している場合、表面的な決算だけでは財政の実態を見誤る可能性があります。
決算審査で確認すべき 6 つの視点
特に重要なのは、次の 3 点です。

A. 不用額が多い事業 なぜ予算を使い切れなかったのか。事業計画の見通しが甘かったのではないか。翌年度も同じ金額を予算計上していないか。財源不足を理由に先送りした事業はないか。
B. 事業の成果 予算を使ったことで何が改善したのか。市民にどのような効果があったのか。費用対効果を検証しているのか。効果が低い事業を継続する理由は何か。
C. 契約・監査 随意契約や１社入札が多くないか。工事の設計変更が頻繁に行われていないか。監査委員からの指摘に対応しているか。再発防止策は実施されているか。

【議会が行政評価を行う意味】

講師は、議会による事務事業評価や施策評価について
例えば、議会が市の事業を評価し、改善を求める仕組みです。ただし、すべての事業を議会が評価するのは現実的に難しいため、重要な事業を選んで評価する方法も紹介されていました。
ここで大切なのは、評価しただけで終わらせないことです。議会が問題点を指摘する。市が改善方針を示す。次年度予算に反映する。翌年度に改善されたか確認する。この一連の仕組みが必要です。

【決算を市民に分かりやすく伝える】

最後に講師が強調していたのが、市民への説明責任です。
決算書は専門用語が多く、市民には分かりにくいものです。
そこで、ニセコ町などの事例を参考に、小学生や中学生でも理解できるような決算資料を作成することを提案していました。
これは主権者教育にもつながります。市民が税金の使い道を理解し、行政をチェックできるようになるからです。
私が特に重要だと思うこと
今回の講義で、「予算をいくら使ったか」ではなく、「そのお金を使って、市民の暮らしがどう改善したのか」を議会が検証することです。
こうした視点が、決算審査の本質だと思います。
今回のセミナーの内容は、今後の尼崎市の決算審査や予算審査に活用できる、とても大切な資料になると思いました。